

I R 関連について

対象受検機関：I R 推進局 企画課、推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 I R 推進局の役割・担当業務 I R 推進局は、平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、I R（統合型リゾート）の誘致に関する事項を大阪府・大阪市一体で行うことを目的として、平成29年4月に府市共同の内部組織として設置された。 その主な業務内容は、I Rの誘致の企画及び立案並びに総合調整と、I Rの誘致の推進に関することである。 具体的には、I R推進会議の運営、大阪I R基本構想の策定、I R誘致に向けた理解促進、施設設計に関する調整、事業者公募に向けた準備などのほか、I R立地に伴う懸念事項対策としてギャンブル等依存症対策（以下「依存症対策」という。）などに取り組んでいる。</p> <p>2 依存症対策の推進 I R推進局は、I R誘致を契機にギャンブル等依存症の抑制を図るため、予防教育・啓発活動を拡充するとともに、依存症対策のトップランナーをめざし、全国をリードする対策の構築や実態把握に向けた検討を進めている。</p> <p>(1) 平成30年度の高校生向け依存症予防啓発推進事業 高校3年生等にギャンブル等依存症予防のためのリーフレットを配布 （平成30年度の配布部数：高等学校用 約90,000部、支援学校用 約1,700部） 上記の依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについて、大阪府監査委員は、地方自治法第242条第1項の規定により平成30年12月28日及び平成31年1月15日に提出されたI Rリーフレットに係る住民監査請求について、平成31年2月26日付けで請求人あて請求を棄却する旨を通知し、この住民監査請求の結果において、次のように意見を示した。</p> <p>【住民監査請求に係る監査結果（意見）】</p> <p>(1) 本件においては、I R推進局が、ギャンブル等依存症対策として、本件リーフレットを作成し学校現場において高校3年生に配布している。 I R推進局は、大阪府組織条例において「特定複合観光施設の誘致に関する事項」を所管することとされ、I R事業を推進することを役割とする部署であることから、I R推進局が本件リーフレットを作成する場合には、本件リーフレットの表現内容に対する他部署による牽制ないし内部統制が有効に機能せず、ギャンブル等依存症がギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患であるにもかかわらず、簡単に治癒が可能なものとして、そのマイナス面を意図的に抑えて周知しているのではないか、という疑念を抱かせるおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ギャンブル等依存症が精神疾患の一つとされていることからすると、青少年を含む一般に向けた対策に当たっては健康医療部が、また、学校における教育指導に当たっては教育委員会事務局である教育庁が所管することが望ましいものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 本件リーフレットの表現内容には、誤解を与えるおそれのある表現や十分な教育的配慮に欠ける表現が散見される。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>平成30年度の依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについては、住民監査請求の結果において示した意見のとおり、当該事業を所管すべき部署のほか、リーフレットの表現内容と、ギャンブル依存症問題に関する学校現場における教育指導体制の整備に関して、課題が見受けられた。</p> <p>平成31年4月1日から大阪府処務規程の改正により、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務については、健康医療部保健医療室が所管していることから、同法に基づき行われる、家庭、学校等の場における依存症対策については、I R推進局が所管するものではない。</p> <p>しかしながら、令和元年度においても、I R推進局が、健康医療部及び教育庁と協議・調整を行いながら、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットを作成するなど、学校等における依存症対策を推進している。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策基本法に基づき行われる、家庭、学校等の場における依存症対策については、健康医療部が所管するものであることから、I R推進局においては、I R誘致に関連して行われるものに限って、健康医療部の施策を受けて、依存症対策の推進を図られたい。</p> <p>なお、令和元年度以降の高校生向け依存症予防啓発推進事業等の依存症対策の推進に係る事業については、その分掌に応じて対応されたい。</p>

(3) 平成30年7月に文部科学省より公表された高等学校学習指導要領解説保健体育編において、「精神疾患の予防と回復」の中で、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする」と記載されている。

もつとも、当該学習指導要領は、2022年4月以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされており、ギャンブル依存症問題に関する学校現場における教育指導体制が十分に整っているとは言いきれない。

(以下略)

(2) ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務の分掌

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）では、基本理念とともに、国、地方公共団体等の責務が規定されており、府は同法に基づき依存症対策を実施する責務を有する。

大阪府処務規程により、平成31年4月1日から、健康医療部保健医療室において、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務をつかさどることとされている。

【ギャンブル等依存症対策基本法】

(目的)

第1条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育の振興等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

【地方自治法】

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

【大阪府組織条例】

2 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務（前項に規定する事務を除く。）を分掌させるため、次の部及び局を置く。

五 IR推進局

(一) 特定複合観光施設の誘致に関する事項

七 健康医療部

(一) 保健衛生に関する事項

【大阪府処務規程】

(分課)

第1条 大阪府組織条例（昭和28年大阪府条例第1号）第2項に規定する部又は局に属する局、室及び課並びに当該部に属する局又は室に属する課を次のとおり置く。

(略)	(略)	(略)
IR推進局		企画課
		推進課
(略)	(略)	(略)
健康医療部	(略)	(略)
	保健医療室	保健医療企画課、医療対策課、地域保健課
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(IR推進局の事務)

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 局の行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 局の予算に関すること。
- 三 局の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること。
- 四 局の組織及び定数に関すること。
- 五 局の行政運営の管理に関すること。
- 六 局の広報及び広聴に関すること。
- 七 特定複合観光施設の誘致の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八 局中他課の主管に属しないこと。

2 推進課においては、特定複合観光施設の誘致の推進に関する事務をつかさどる。

(健康医療部の事務)

第10条

2 保健医療室においては、次の事務をつかさどる。

- 二十二 ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること。

(3) 令和元年度の依存症対策の推進（I R推進局の所管）

ア 高校生向け依存症予防啓発推進事業

依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについて、令和元年度も引き続きI R推進局が主体となりリーフレットを作成・配布する予定であるが、作成に当たっては、健康医療部、教育庁等の関連部局とより一層の緊密な連携を図りながら、しっかりと取り組んでいく。

リーフレットの内容について、関係部局と綿密に協議し、より適切な表現となるよう、専門家の意見も踏まえ、ギャンブル等依存症の予防に役に立つリーフレットを作成していきたい。文部科学省が作成した「ギャンブル等依存症指導参考資料」を踏まえ、教育庁とも調整して、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットを作成する予定である。

なお、組織としての意思決定については、関係部局が合意した調整後の最終案を各部局で決裁し、意思決定がなされたことを確認した上で、I R推進局内で決裁を行い、最終決定する。

リーフレットの配布に当たっては、生徒への配布時に趣旨やねらいを説明いただけるよう各高校に依頼するとともに、参考となるメモを作成・送付し、できる限り意図が伝わるよう努めてきたところである。今後も教育現場の実情に配慮しながら、補足説明も含め、適切に対処できるよう教育庁と十分協議を行っていく。

イ 依存症対策の推進に係るその他の事業について

・ 府内高校連携モデル事業

依存症予防に資する府内高校と連携した出前授業を実施

・ 教員向け依存症予防啓発事業

新たに、高校等の教員向けにギャンブル等依存症予防に関する知識啓発のための研修を実施

・ ギャンブル等依存症予防に資する教材作成事業

新たに、高校生向けにギャンブル等依存症の基礎知識が理解できる動画教材を作成し、教育を支援

・ 若者・地域支援者向けギャンブル等依存症予防事業

大学や専門学校の学生支援センター職員や青少年指導員などの地域支援者向けに研修を実施

・ ギャンブル等依存症一般府民啓発事業

府民向け予防セミナーを開催するとともに、新たに、アルコール関連問題啓発週間にあわせ、依存症に対する正しい知識の理解を深めるため、アルコール・薬物依存も交えた啓発イベントを開催

・ ギャンブル等依存症対策研究会

I R推進を契機に依存症対策のトップランナーをめざし、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組（大阪モデル）を構築するため、平成30年5月29日に設置した「ギャンブル等依存症対策研究会」を運営する。

・ ギャンブル等依存症深掘り調査

相談・治療機関に来られる相談者や患者に関する情報を集約、整理し、今後の施策立案に活用するための実状分析

措置の内容

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき行われる、家庭、学校等の場における依存症対策については、I R推進局が実施していた普及啓発・予防教育及び実態把握に係る事業について、健康医療部において令和2年3月に「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」が策定されたことも踏まえ、令和2年度から健康医療部へ移管し、同部が主体的に実施することとした。I R推進局においては、I R誘致に関連して行われるもの（I R事業者に求める依存症対策など）について引き続き実施する。

なお、高校生向け依存症予防啓発推進事業等の依存症対策の推進に係る事業について、令和元年度においては、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットの作成に当たり、健康医療部及び大阪市健康局の監修のもと、健康医療部・教育庁に合議・供覧した上で作成した。なお、令和2年度からは上記のとおり健康医療部に事業を移管したところである。

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年7月30日、事務局：令和元年6月11日から同月25日まで）

ハザードマップへの記載項目の不備

対象受検機関：環境農林水産部農政室整備課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																						
<p>1 大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成31年3月改訂）の概要</p> <p>(1) プラン策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害から府民の安全・安心を確保するため、「防災」はもとより、とりわけ人命を守ることを最優先にリスクを低減する「減災」の視点を取り入れ、ため池の防災・減災に関する具体的な取組やその目標等を取りまとめた実行計画 <p>(2) 取組期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度～平成36年度（10年間） <p>(3) 施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な自然災害から社会的・経済的被害を軽減させる「減災」を図ることが重要となっていることから、ハード対策とソフト対策を組み合わせため池の防災・減災対策を推進 <p>(4) 防災・減災対策に関するプランの構成</p> <table border="1" data-bbox="276 814 1332 1003"> <tr> <th>ハード対策〔行政主体〕</th> <th>ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽対策 全面改修、部分改修 ・耐震対策 耐震診断、耐震補強 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 ・豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ・ハザードマップ作成、訓練等実施 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ作成については、国の補助事業（負担割合：国100）により、各市町村が実施主体として作成。原則として、府のため池耐震診断の実施と併せて作成することとしている。 ・ハザードマップ作成に当たっては、府は市町村に対し、農林水産省作成の「ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月）」及び大阪府作成の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」を参考にハザードマップ作成が進捗するよう支援 <p>(5) ハザードマップに掲載すべき項目【「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」より抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="246 1230 1584 1661"> <tr> <td colspan="2">○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）</td> </tr> <tr> <th>記載事項</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>ため池の情報</td> <td>名称、位置、貯水量、施設管理者等</td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域と被害の形態</td> <td>範囲、浸水深、被害の形態等</td> </tr> <tr> <td>避難場所</td> <td>避難施設名称、所在地、電話番号等</td> </tr> <tr> <td>避難時危険箇所</td> <td>土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等</td> </tr> <tr> <td>気象予報等、避難情報の伝達方法</td> <td>洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段</td> </tr> <tr> <td>気象情報の入手方法</td> <td>気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等</td> </tr> <tr> <td>緊急時の連絡先</td> <td>市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号</td> </tr> </table>	ハード対策〔行政主体〕	ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽対策 全面改修、部分改修 ・耐震対策 耐震診断、耐震補強 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 ・豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ・ハザードマップ作成、訓練等実施 	○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）		記載事項	内容	ため池の情報	名称、位置、貯水量、施設管理者等	浸水想定区域と被害の形態	範囲、浸水深、被害の形態等	避難場所	避難施設名称、所在地、電話番号等	避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等	気象予報等、避難情報の伝達方法	洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段	気象情報の入手方法	気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等	緊急時の連絡先	市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号	<p>緊急時の迅速な避難行動につなげるためには、避難に係る判断に必要な情報を住民に提供しておく必要があるが、各市町村が作成する全てのため池ハザードマップに記載すべき項目を府がマニュアルで定めていたにもかかわらず、「避難時危険箇所」などが記載されていないものがあった。</p> <p>農政室は、住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目について記載するよう、各農と緑の総合事務所を指導していたが、十分でなかったため、一部の市町村において、マニュアルどおりの運用がなされていなかった。</p>	<p>住民の避難行動に影響を及ぼす情報について、必ずハザードマップに記載すべき項目を改めて明確に定め、今後作成されるハザードマップにこれらの情報が記載されるよう、直接市町村との調整を行っている各農と緑の総合事務所に対し、指導の徹底を図られたい。</p>
ハード対策〔行政主体〕	ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕																							
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽対策 全面改修、部分改修 ・耐震対策 耐震診断、耐震補強 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 ・豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ・ハザードマップ作成、訓練等実施 																							
○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）																								
記載事項	内容																							
ため池の情報	名称、位置、貯水量、施設管理者等																							
浸水想定区域と被害の形態	範囲、浸水深、被害の形態等																							
避難場所	避難施設名称、所在地、電話番号等																							
避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等																							
気象予報等、避難情報の伝達方法	洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段																							
気象情報の入手方法	気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等																							
緊急時の連絡先	市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号																							

- 地域の状況に応じて記載するかどうかが判断すべき項目（地域項目）
- 避難活用情報・・・想定区域以外の浸水情報、避難の必要な区域、避難時の心得、避難経路、避難勧告等に関する事項
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報（要介護施設、災害弱者情報等）
 - 災害学習情報・・・気象情報に関する事項
災害に備えた心構え
避難判断材料となる前兆現象など
 - ため池堤体からの湧水、堤体のひび割れ、にごり水
 - 音、土のにおい、水位の急激な低下、など
 - ため池情報・・・日常の管理について
防災利活用、治水活用について
 - その他情報・・・主要道路、目標物、地名等

2 ハザードマップ作成に関する会計検査院の会計実地検査（平成30年2月）での指摘と対応状況

(1) 指摘の概要

- ・平成28年度に農林水産省から補助金の交付を受けた農村地域防災減災事業（泉南市ため池ハザードマップ作成業務）において作成した4池のハザードマップは、同市の設計図書並びに府の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」に定める共通項目の一部が表示されておらず、地域住民の自主防災力の向上等に資するという補助の目的を達成できていなかった。（同市は、ハザードマップの作成について、府の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」等によることとしていたもの。）

(2) 平成30年10月1日付け農整第1668号 農政室長通知「ため池ハザードマップ作成に関する会計検査院の指摘を踏まえた対応について」

- ・各農と緑の総合事務所長に、指摘内容を市町村へ周知するとともに、再発防止に向け適切な指導を依頼
- ・ため池ハザードマップに記載されていなかった項目

共通記載項目	ため池の貯水量	
	避難場所	市が定めている避難場所の一部が未記載
	避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、過去に作成したため池ハザードマップにおける浸水想定区域が未記載
地域項目	特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報	病院、要介護施設、保育園が未記載

- ・再発防止に向けた注意事項
 - 1) ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）（平成25年10月 大阪府農政室整備課）の確認
 - 2) 委託業者に対する仕様書記載事項の履行の徹底
 - 3) 記載項目については、ため池ハザードマップの対象となる地域住民の避難行動に影響を与えるおそれがあるもの全てを記載
 - 4) ため池ハザードマップに記載する地域項目の検討とその経過を整理した協議録等の整理

<p>5) 地域項目の「特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」には、市町村で定めている避難行動要支援者が利用する施設等の情報を記載</p> <p>6) 地域住民へのワークショップや説明会の開催と協議録の整理</p> <p>7) 市町村ホームページへの掲載など地域住民への公表の徹底</p> <p>3 ハザードマップに掲載すべき項目について</p> <p>① ハザードマップ作成に当たっては、全てのため池ハザードマップに記載必要な内容として、「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」の共通記載項目に掲げる事項を基本としている。</p> <p>② 平成30年度下半期監査での委員現地調査（中部農と緑の総合事務所）において、地元との意見交換の結果、一部の項目を記載しない事例があることを確認したが、住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目については、記載するよう各農と緑の総合事務所を指導している。</p> <p>③ 農政室は、「避難時危険箇所」等の住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目については、記載すべき項目として、直接市町村との調整を行っている各農と緑の総合事務所に対し指導しているが、平成30年度に市町村が作成したハザードマップにおいても、ため池の浸水想定区域とその他の避難時危険箇所を記載することで危険区域が重複し、見難いマップとなることを理由に、「避難時危険箇所」が記載されていないもの（平成30年度作成の13市町のうち、2市）があった。</p>		
措置の内容		
<p>監査結果を踏まえ、各農と緑の総合事務所に対し、令和元年10月9日付け農整第1692号「ため池ハザードマップ作成に関する指摘を踏まえた対応について」を発出するとともに、10月21日開催の会議の場で、各農と緑の総合事務所の耕地課長に対して「避難時危険箇所」等のハザードマップへの記載を管内市町村に周知徹底するよう指示し、再発防止に向けた指導を行った。</p> <p>「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」の記載項目（共通記載項目、地域項目）等について、各農と緑の総合事務所及び市町村と意見交換を行い、必ず記載すべき項目を再整理の上、改めて明確に定め、令和2年3月に本マニュアルを改訂した。各農と緑の総合事務所に対しては、令和2年3月30日付け農整第2218号「「ため池ハザードマップ作成マニュアル（改訂版）」の送付について」を発出し、管内市町村への周知及び適切な指導を通知した。今後、市町村が作成するハザードマップが本マニュアルに基づき適正に作成されているか確認する等、指導の徹底を図っていく。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月2日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
中央卸売市場	<p>平成31年3月31日付で寄付を受諾した、下記の財産「青果スロープ下交差点防犯カメラ」について、固定資産台帳及び備品出納簿に記載されていなかった。また、市場敷地内に既に設置されていた防犯カメラ等についても同様に記載されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="418 632 1261 1486"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB</td> <td>1台</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX</td> <td>4台</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701</td> <td>4台</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>32型モニター シャープ</td> <td>1台</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>基本電気費</td> <td>1式</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>配線・配管・機器取付設定費</td> <td>1式</td> <td>669,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1式合計</td> <td>1,733,000円</td> </tr> </tbody> </table>	商品名	数量	金額	フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB	1台	330,000円	フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX	4台	240,000円	カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701	4台	40,000円	32型モニター シャープ	1台	40,000円	基本電気費	1式	414,000円	配線・配管・機器取付設定費	1式	669,000円		1式合計	1,733,000円	<p>検出事項について、過去の資産も含めて、固定資産の整理及び財務規則に基づく備品出納簿の整備が適正であったかを確認し、是正すべきものがある場合は、速やかに是正されたい。</p> <p>また、財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方公営企業法】 (計理の方法) 第20条 2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。</p> <p>【地方公営企業法施行規則】 (資産勘定の区分) 第5条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 一 有形固定資産 2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。 一 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産 ト 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）</p> <p>【大阪府企業財務規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 四 仮設備 次に掲げる物のうち、企業に属し、かつ、造成工事に直接使用するものをいう。 ア 不動産(造成資産に属するものを除く。)及びその従物 イ 帳簿価額が10万円以上の備品 五 有形固定資産 前号ア及びイに掲げる物のうち、企業に属し、かつ、仮設備に属さないものをいう。</p>	<p>過去の備品出納簿の整備が適正であったかを確認した結果、平成26年度から平成30年度までに指定管理者から寄付として受諾した防犯カメラ5式について、固定資産台帳及び備品出納簿に登載されていなかった。このため当該防犯カメラについて、固定資産台帳及び備品出納簿に登載し、令和元年度の決算において固定資産として計上した。</p> <p>今後は、財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
商品名	数量	金額																									
フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB	1台	330,000円																									
フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX	4台	240,000円																									
カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701	4台	40,000円																									
32型モニター シャープ	1台	40,000円																									
基本電気費	1式	414,000円																									
配線・配管・機器取付設定費	1式	669,000円																									
	1式合計	1,733,000円																									

		<p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p>	
--	--	---	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月11日から同年7月5日まで)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
大阪自動車税事務所	<p>人間ドック等の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="427 583 1338 852"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>平成30年9月13日</td> <td>午前9時00分から午後3時30分</td> <td>午前9時00分から午後5時30分(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	平成30年9月13日	午前9時00分から午後3時30分	午前9時00分から午後5時30分(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 (略) 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【休暇休業制度解説】(総務事務システム「各種規定・手引き集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1418 1524 2309 1780"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、適正な時間を職務専念義務免除時間とし、残りの時間を年次休暇として処理を行った。なお当該処理については申請・承認の日から1年以上を経過していることから所属で作業が行えないため、総務サービス課あて作業を依頼した。</p> <p>本件の原因としては、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたこと、及び承認者についても同様の認識を有していたことにある。</p> <p>今回の指摘事項を踏まえて、今後このような誤りがないよう幹部職員会議を通じて各承認者から全職員に対し周知した。</p> <p>また承認者においては職務専念義務免除及び各種休暇などのサービスの承認処理を行う際には、関係規則等を確認し適正な事務処理を実施するよう徹底した。</p>
職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	人間ドック	平成30年9月13日	午前9時00分から午後3時30分	午前9時00分から午後5時30分(全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																		

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:事務局:令和元年11月18日)

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>泉南府税事務所</p>	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="661 600 1442 743"> <thead> <tr> <th>事実発生時期</th> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年 3月</td> <td>1名</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	事実発生時期	人数	延べ件数	平成31年 3月	1名	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>	<p>未支給の時間外勤務手当については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、所内全職員に対しては時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう定例幹部会議を通じて周知した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を行い、適正な服務管理を行う。</p>
事実発生時期	人数	延べ件数							
平成31年 3月	1名	1件							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日）

非常勤職員の通勤に係る費用弁償の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
中央府税事務所	<p>一般職非常勤職員就業等規則第22条第4項では、通勤に係る費用弁償の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅最寄駅から勤務公署最寄駅までのうちJRの利用区間について、分割定期券額で算定されていなかったため、過払が生じていた。</p> <table border="1" data-bbox="463 701 1317 1121"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年2月から平成29年3月まで</td> <td>33,800円</td> <td>31,370円</td> <td>2,430円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月から平成30年3月まで</td> <td>194,500円</td> <td>182,040円</td> <td>12,460円</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月から平成31年3月まで</td> <td>194,500円</td> <td>182,040円</td> <td>12,460円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成29年2月から平成29年3月まで	33,800円	31,370円	2,430円	平成29年4月から平成30年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円	平成30年4月から平成31年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は非常勤職員の通勤に係る費用弁償の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例】 第3条 非常勤職員の費用弁償の額は、常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、任命権者が知事の承認を得て定める額とする。</p> <p>【一般職非常勤職員就業等規則】 第22条 通勤に係る費用弁償の支給の対象者は、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35条）第14条第1項の規定に準ずるものとする。 2 通勤に係る費用弁償の支給基礎額は、次の各号のいずれかによるものとする。 一 六月の通勤定期券による運賃の額 二 三月の通勤定期券による運賃の額 三 一月の通勤定期券による運賃の額 四 一日の普通乗車券による運賃の額 4 通勤に係る費用弁償の額は、第2項各号に掲げる額を基礎として、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額によるものとする。</p> <p>【通勤認定の取扱いについて（通知）】 人事局長（人企第2103号平成27年3月2日） 第3 最も経済的な経路の取扱い 2 JRの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を2つに分割した場合の定期券額（以下「分割定期券額」という。）の方が安価となる場合は、分割定期券額で算出することとする。 ただし、2分割を超える分割がより安価であり、かつ職員本人がその分割数で購入する場合には、その分割数に基づき、認定を行うこととする。</p>	<p>非常勤職員の通勤に係る費用弁償の過払いについては、速やかに当該職員から返納させた。</p> <p>また、他の非常勤職員の費用弁償についても全て適正に行われていることを確認した。</p> <p>今後このような誤りが無いように非常勤職員の雇用時には注意するよう関係職員に周知徹底を行った。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額																
平成29年2月から平成29年3月まで	33,800円	31,370円	2,430円																
平成29年4月から平成30年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円																
平成30年4月から平成31年3月まで	194,500円	182,040円	12,460円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月8日）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
<p>日本万国博覧会記念公園事務所</p>	<p>契約金額が 500 万円以上の契約については、大阪府暴力団排除条例及び「大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの『誓約書』の提出について」により、元請負人や下請負人等から暴力団員等でない旨の誓約書を提出させることとなっているが、大阪府立万国博覧会記念公園管理運営業務に係る第三者への委託契約について、下請負人から誓約書を徴取していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 636 1522 835"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務</td> <td>169,499,000円</td> <td>平成30年10月1日から平成31年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務</td> <td>74,884,000円</td> <td>平成30年10月1日から平成31年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	契約金額	契約期間	大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務	169,499,000円	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務	74,884,000円	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)</p> <p>第11条 2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について(平成23年3月11日 大阪府総務部契約局契約総務課)】 公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されます。公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。 具体的な内容は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。) (以下略)</p> </div>	<p>再発防止のため、監査結果を契約事務担当に周知徹底し、本件受託者に対して、改めて大阪府暴力団排除条例に係る委託契約のルールについて注意喚起を行った。 今後は、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>
契約名称	契約金額	契約期間										
大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務	169,499,000円	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで										
大阪府万国博覧会記念公園指定管理業務	74,884,000円	平成30年10月1日から平成31年3月31日まで										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月15日から同月17日まで)

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
<p>日本万国博覧会記念公園事務所</p>	<p>平成 26 年度において、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）から日本万国博覧会記念公園事務所に資産の移管を行う際に、機構が実施した未完成工事等に係る経費については、建設仮勘定に計上した。</p> <p>本件の内容を確認したところ、以下の 5 件については、平成 30 年度末までに工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="433 674 1581 1171"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>承継額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>太陽の塔耐震補強他改修工事基本・実施設計委託業務</td> <td>36,000,000 円</td> <td>36,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>東口連絡橋耐震補強工事実施設計業務委託</td> <td>10,870,000 円</td> <td>10,870,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>太陽の塔内部展示改修工事基本・実施設計業務委託</td> <td>10,445,680 円</td> <td>10,445,680 円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>万博記念競技場メインスタンド 1 階便所他改修工事実施設計業務委託</td> <td>1,680,000 円</td> <td>1,680,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>野球場スタンド内部改修他 1 件工事実施設計業務委託</td> <td>687,163 円</td> <td>687,163 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>59,682,843 円</td> <td>59,682,843 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	承継額	未精算額	平成 23 年度	太陽の塔耐震補強他改修工事基本・実施設計委託業務	36,000,000 円	36,000,000 円	平成 24 年度	東口連絡橋耐震補強工事実施設計業務委託	10,870,000 円	10,870,000 円	平成 24 年度	太陽の塔内部展示改修工事基本・実施設計業務委託	10,445,680 円	10,445,680 円	平成 25 年度	万博記念競技場メインスタンド 1 階便所他改修工事実施設計業務委託	1,680,000 円	1,680,000 円	平成 25 年度	野球場スタンド内部改修他 1 件工事実施設計業務委託	687,163 円	687,163 円	合計		59,682,843 円	59,682,843 円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。</p> <p>また、建設仮勘定の精算時に、消費税相当額の取扱いを含め、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】 （建設仮勘定の精算） 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。 なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p> </div>	<p>建設仮勘定に計上されたままであった未精算額については、新公会計制度所管課へ精算処理の事務手続を確認し、資産・費用の仕分け、消費税相当額の取扱いを含めて処理を行った。</p> <p>また、「大阪府建設仮勘定取扱要領」に基づき公有財産台帳についても、修正を行い登録を完了した。</p> <p>今後は、大阪府建設仮勘定取扱要領、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	承継額	未精算額																												
平成 23 年度	太陽の塔耐震補強他改修工事基本・実施設計委託業務	36,000,000 円	36,000,000 円																												
平成 24 年度	東口連絡橋耐震補強工事実施設計業務委託	10,870,000 円	10,870,000 円																												
平成 24 年度	太陽の塔内部展示改修工事基本・実施設計業務委託	10,445,680 円	10,445,680 円																												
平成 25 年度	万博記念競技場メインスタンド 1 階便所他改修工事実施設計業務委託	1,680,000 円	1,680,000 円																												
平成 25 年度	野球場スタンド内部改修他 1 件工事実施設計業務委託	687,163 円	687,163 円																												
合計		59,682,843 円	59,682,843 円																												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月15日から同月17日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																				
泉佐野保健所	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが43件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1454 1438"> <thead> <tr> <th>事実発生時期</th> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月</td> <td>2名</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平成30年5月</td> <td>6名</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月</td> <td>4名</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>平成30年8月</td> <td>5名</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>平成30年9月</td> <td>3名</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月</td> <td>4名</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>平成30年11月</td> <td>3名</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月</td> <td>2名</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月</td> <td>2名</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平成31年2月</td> <td>3名</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>平成31年3月</td> <td>3名</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>	事実発生時期	人数	延べ件数	平成30年4月	2名	2件	平成30年5月	6名	9件	平成30年6月	4名	5件	平成30年8月	5名	6件	平成30年9月	3名	3件	平成30年10月	4名	4件	平成30年11月	3名	3件	平成30年12月	2名	2件	平成31年1月	2名	2件	平成31年2月	3名	4件	平成31年3月	3名	3件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を入力の上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。 また、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知した。 今後は、職員が自らの勤務実態を把握し時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が申請・承認漏れがないか随時確認するとともに、月末に再確認を行い適正なサービス管理を行う。</p>
事実発生時期	人数	延べ件数																																					
平成30年4月	2名	2件																																					
平成30年5月	6名	9件																																					
平成30年6月	4名	5件																																					
平成30年8月	5名	6件																																					
平成30年9月	3名	3件																																					
平成30年10月	4名	4件																																					
平成30年11月	3名	3件																																					
平成30年12月	2名	2件																																					
平成31年1月	2名	2件																																					
平成31年2月	3名	4件																																					
平成31年3月	3名	3件																																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年12月10日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
四條畷保健所	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 474 1593 632"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 474 706 548">品種</th> <th data-bbox="706 474 991 548">品目 商品名</th> <th data-bbox="991 474 1273 548">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1273 474 1389 548">数量</th> <th data-bbox="1389 474 1593 548">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 548 706 632">機械器具類</td> <td data-bbox="706 548 991 632">事務器具類 シュレッダー</td> <td data-bbox="991 548 1273 632">平成15年3月25日</td> <td data-bbox="1273 548 1389 632">1</td> <td data-bbox="1389 548 1593 632">173,250円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	事務器具類 シュレッダー	平成15年3月25日	1	173,250円	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>	<p>検出事項について、現物確認できない原因は、当該備品の不用決定の処理を行うことなく廃棄したことである。 当該備品については、指摘後は是正措置として不用決定を行い、備品出納簿からの払い出しを行った。 今後は、法令等に基づき適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	事務器具類 シュレッダー	平成15年3月25日	1	173,250円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月22日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項	措置の内容
北大阪高等職業 技術専門学校	職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務の確認入力を行わなければならないが、ともに時間外勤務時間の確認を忘れているものが2件あった。				検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに正確な時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者は出退勤時刻と実績の確認を徹底するなど、適切な服務管理を行われない。	正確な勤務実態を確認した上で、これに従い時間外勤務実績の修正登録や年次有給休暇の登録（週休日の振替からの変更）、これに伴う時間外勤務手当の追給について、総務サービス課に依頼し、是正を行った。 また、令和2年4月14日に、校内の全職員に対し、速やかに正確な時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底するとともに、直接監督責任者に対し、出勤・退勤時間と時間外勤務実績を確認するよう徹底した。 今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者による確認を徹底し、適正な服務管理を行う。
	職員	事実発生時期	時間外勤務命令・実績	出勤・退勤時刻		
	A	平成30年7月	7時50分～11時50分	8時15分～11時55分		
	平成30年9月	7時50分～12時50分	7時24分～11時54分			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>動物愛護管理センター</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われているものが8件あった。また、8件の契約のうち6件については、請求日後に経費支出伺（支出負担行為）の決裁が行われていた。</p> <p>なお、下記1の決裁遅延（平成30年5月28日）判明後、同様事案の有無について確認されておらず、平成31年3月までの間に7件の決裁遅延が発生していた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約名称：大阪府動物愛護管理センターで使用する小型・乗用・自家用車輛（1台）の賃貸借契約の締結及び経費の支出について <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約日：平成29年11月14日 (2) 履行期間：平成30年4月1日から平成30年11月15日まで (3) 負担行為額：259,200円 (4) 請求日：平成30年5月1日 (5) 経費支出伺の決裁日：平成30年5月28日 (6) 支出額：34,560円 2 契約名称：旧動物管理指導所における機械警備に係る電話回線使用料の経費支出について <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象期間：平成30年3月26日から平成30年3月31日まで (2) 請求日：平成30年6月5日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年7月31日 (4) 支出額：1,623円 3 契約名称：平成30年度全国動物管理関係事業所協議会近畿ブロック会会費納入に係る経費の支出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 履行期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (2) 請求日：平成30年7月27日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年8月12日 (4) 支出額：2,000円 4 契約名称：ゆうちょ銀行振込用紙による大阪府動物愛護管理基金への寄附に伴う手数料の支払いについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約日：平成30年9月1日 (2) 履行期間：平成30年9月1日から平成31年3月31日まで (3) 負担行為額：3,000円 (4) 請求日：平成30年10月10日 (5) 経費支出伺の決裁日：平成30年10月13日 (6) 支出額：30円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項は、財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>これら会計事務の不備に関して、センター職員を対象に会計事務研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、朝礼において注意喚起を複数回行った。</p> <p>また、年度当初に契約等の手続が必要な案件をリストアップして、手続漏れがないか確認することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

	<p>5 契約名称：犬の回収及び運行管理業務委託契約の締結及び経費の支出について (1)契約日 :平成30年4月1日 (2)履行期間 :平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)経費支出伺の決裁日：平成30年10月18日 (4)負担行為額：4,263,840円</p> <p>6 契約名称：猫の回収及び運送業務委託契約の締結及び経費の支出命令について (1)契約日 :平成30年4月1日 (2)履行期間 :平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)経費支出伺の決裁日：平成30年10月18日 (4)負担行為額：4,598,100円</p> <p>7 契約名称：「大阪府職員の地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員送迎バスの利用に関する覚書」の関する経費について (1)契約日 :平成29年7月28日 (2)履行期間 :平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)負担行為額：3,320,352円 (4)請求日 :平成30年11月27日 (5)経費支出伺の決裁日：平成30年11月30日 (6)支出額 :3,320,352円</p> <p>8 契約名称：動物愛護管理センター泉佐野支所に設置している浄化槽の保守点検業務委託に係る経費支出について (1)契約日 :平成30年4月2日 (2)履行期間 :平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (3)請求日 :平成31年3月5日 (4)経費支出伺の決裁日：平成31年3月12日 (5)支出額 :36,720円</p>		
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>家畜保健衛生所</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた。 また、契約後にやむを得ない理由で支出負担行為の変更をするときは、変更経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、変更経費支出伺書を作成せず、受注者からの請求後に行っているものがあった。</p> <p>経費支出伺の遅れ</p> <p>1 契約名称：家畜保健衛生所における自動ドアの修理 (1) 契約日：平成30年4月23日 (2) 履行期間：平成30年4月23日から平成30年4月27日まで (3) 検査日：平成30年4月23日 (4) 経費支出伺の決裁日：平成30年4月25日 (5) 支出額：75,600円</p> <p>2 契約名称：動物用多項目自動血球計数装置の修理 (1) 契約日：平成30年5月23日 (2) 履行期間：平成30年5月23日から平成30年5月31日まで (3) 検査日：平成30年5月23日 (4) 経費支出伺の決裁日：平成30年5月28日 (5) 支出額：31,104円</p> <p>3 契約名称：ウイルス検査室内における空調設備の修理 (1) 契約日：平成30年7月19日 (2) 履行期間：平成30年7月19日 (3) 検査日：平成30年7月19日 (4) 経費支出伺の決裁日：平成30年7月26日 (5) 支出額：58,298円</p> <p>変更経費支出伺の遅れ</p> <p>1 契約名称：温水高圧洗浄機の修理 (1) 契約日：平成30年4月26日 (2) 履行期間：平成30年4月26日から平成30年6月11日まで (3) 当初の経費支出伺の決裁日：平成30年4月26日 (4) 変更経費支出伺の決裁日：平成30年6月12日 (5) 検査日：平成30年5月31日 (6) 支出額：1,879円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた検出事項の原因であるが、契約事務担当者が大阪府財務規則の運用を誤って解釈し、請求書により金額が明らかになってから経費支出伺書を作成できると誤解していたことに加え、決裁時における所属によるチェック機能が働いていなかったためである。</p> <p>所属のチェック体制を再確認するとともに、業者と契約する際は、経費支出伺書による決裁後でなければ発注できないことを再認識し、同種の誤りを繰り返さないよう、会計事務担当者に対して、財務規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p> <p>また、変更経費支出伺が遅れた検出事項であるが、高圧洗浄機の修理に使用する部品が海外からの取り寄せのため、調達に要する費用の為替レートが確定していなかったことから、変更増額を行うのは修理費用確定後に行えばよいと誤解していたものである。今後は事前に契約相手に概算額を確認し、変更増額の決裁を取り、同種の誤りを繰り返さないよう、所属内で情報共有すると共に、会計事務担当者に対して、財務規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月28日）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
動物愛護管理センター	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済みの誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 604 1656 779"><thead><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">旅行日</th><th colspan="2">旅行命令</th><th rowspan="2">過払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>平成30年10月4日</td><td>平成30年10月3日</td><td>平成30年10月3日</td><td>780円</td></tr></tbody></table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成30年10月4日	平成30年10月3日	平成30年10月3日	780円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	過払旅費については、監査後に戻入手続を行い返納済である。 今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、センター各職員に対しても、会計事務研修、朝礼等で適正処理について周知徹底を図った。
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	平成30年10月4日	平成30年10月3日	平成30年10月3日	780円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
動物愛護管理センター	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 562 1570 678"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年2月21日から同月22日まで</td> <td>38,600円</td> <td>1人</td> <td>令和元年5月15日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成31年2月21日から同月22日まで	38,600円	1人	令和元年5月15日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>センター職員に対し、旅費の概算払を受けた場合の精算手続について周知徹底した。</p> <p>また、総務事務担当者は精算漏れがないか随時確認し、未精算となっているものについては、個別に手続を促すこととした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日									
東京都	平成31年2月21日から同月22日まで	38,600円	1人	令和元年5月15日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																									
動物愛護管理センター	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に記載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="424 489 1555 884"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 489 647 569">品種</th> <th data-bbox="647 489 961 569">品目 商品名</th> <th data-bbox="961 489 1237 569">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1237 489 1338 569">数量</th> <th data-bbox="1338 489 1555 569">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 569 647 646">機械器具類</td> <td data-bbox="647 569 961 646">OA器具類 ワードプロセッサ</td> <td data-bbox="961 569 1237 646">平成6年11月14日</td> <td data-bbox="1237 569 1338 646">1</td> <td data-bbox="1338 569 1555 646">188,490円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 646 647 724">機械器具類</td> <td data-bbox="647 646 961 724">理化学器具類 理化学機器</td> <td data-bbox="961 646 1237 724">平成17年8月30日</td> <td data-bbox="1237 646 1338 724">1</td> <td data-bbox="1338 646 1555 724">2,467,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 724 647 802">家具什器類</td> <td data-bbox="647 724 961 802">冷暖房器具 クーラー</td> <td data-bbox="961 724 1237 802">平成3年9月13日</td> <td data-bbox="1237 724 1338 802">1</td> <td data-bbox="1338 724 1555 802">499,035円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 802 647 884">機械器具類</td> <td data-bbox="647 802 961 884">理化学器具類 理化学機器</td> <td data-bbox="961 802 1237 884">平成16年9月22日</td> <td data-bbox="1237 802 1338 884">1</td> <td data-bbox="1338 802 1555 884">291,900円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA器具類 ワードプロセッサ	平成6年11月14日	1	188,490円	機械器具類	理化学器具類 理化学機器	平成17年8月30日	1	2,467,500円	家具什器類	冷暖房器具 クーラー	平成3年9月13日	1	499,035円	機械器具類	理化学器具類 理化学機器	平成16年9月22日	1	291,900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>現物が確認できなかった備品4点について、監査後、不用決定手続を行った。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																								
機械器具類	OA器具類 ワードプロセッサ	平成6年11月14日	1	188,490円																								
機械器具類	理化学器具類 理化学機器	平成17年8月30日	1	2,467,500円																								
家具什器類	冷暖房器具 クーラー	平成3年9月13日	1	499,035円																								
機械器具類	理化学器具類 理化学機器	平成16年9月22日	1	291,900円																								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月10日から同月16日まで)

産業廃棄物処理に係る事務手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>動物愛護管理センター</p>	<p>産業廃棄物収集運搬委託契約及び産業廃棄物処分委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、契約内容（数量等）を書面で締結しなければならない。下記の2件の契約については、当初の契約書締結後に委託する産業廃棄物の数量を変更することとなったにもかかわらず、それぞれの変更契約書の決裁と締結が、検査日後に行われていた。</p> <p>また、委託する産業廃棄物の数量の変更に伴い委託金額が増額となったが、経費支出変更伺書の決裁が、検査日後に行われていた。</p> <p>1 感染性廃棄物収集運搬の委託契約 (1) 履行期間 : 平成30年9月5日から平成31年3月31日まで (2) 検査日 : 平成30年10月29日 (3) 変更経費支出伺及び変更契約書の決裁日 : 平成31年2月7日 (4) 変更増額 : 648円</p> <p>2 感染性廃棄物処分の委託契約 (1) 履行期間 : 平成30年9月5日から平成31年3月31日まで (2) 検査日 : 平成30年10月29日 (3) 変更経費支出伺及び変更契約書の決裁日 : 平成31年2月7日 (4) 変更増額 : 2,160円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】 （事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準） 第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。 イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力 ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 ヘ その他環境省令で定める事項</p>	<p>検出事項は、関係法令、財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>これら会計事務の不備に関して、センター職員を対象に会計事務研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、朝礼において注意喚起を複数回行った。</p> <p>また、支出負担行為額に不足が生じることのないよう、執行状況を管理することとした。</p> <p>今後は、法令、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

		<p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <hr/> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出何書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月10日から同月16日まで)

非常勤職員の年次休暇の不適切な管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																						
<p>収用委員会 事務局</p>	<p>非常勤職員の年次休暇については、任用の日から1年以上継続して勤務し、前年度の1年間の勤務日の日数の8割以上の日に出勤をした場合は、一般職非常勤職員就業等規則別表第2に掲げる日数を付与するものとされている。</p> <p>しかし、収用委員会事務局において、平成27年10月1日に任用し以降継続して勤務した非常勤職員に対し、平成30年4月1日に付与した年次休暇については、別表第2における「勤続勤務年数が2年以上3年未満」に該当することから12日とすべきところを0日としていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 709 1593 1171"> <thead> <tr> <th rowspan="2">雇用期間</th> <th rowspan="2">任用の日（平成27年10月1日）からの継続勤務期間</th> <th colspan="2">年度当初に付与される年次休暇付与日数</th> </tr> <tr> <th>（正）</th> <th>（誤）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年10月1日～平成28年3月31日</td> <td>—</td> <td>0日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日～平成29年3月31日</td> <td>6月を超える</td> <td>10日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日～平成30年3月31日</td> <td>1年6月以上</td> <td>11日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日～平成30年9月30日</td> <td>2年6月以上</td> <td>12日</td> <td>0日</td> </tr> </tbody> </table>	雇用期間	任用の日（平成27年10月1日）からの継続勤務期間	年度当初に付与される年次休暇付与日数		（正）	（誤）	平成27年10月1日～平成28年3月31日	—	0日	-	平成28年4月1日～平成29年3月31日	6月を超える	10日	-	平成29年4月1日～平成30年3月31日	1年6月以上	11日	-	平成30年4月1日～平成30年9月30日	2年6月以上	12日	0日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>本事案は、非常勤職員の年次休暇の管理について、非常勤職員就業規則の解釈を誤り、複数名での確認を十分にしないまま処理していたことにより生じたものである。</p> <p>監査の指摘を踏まえ、誤って付与した平成30年4月1日の年次休暇日数を修正し、任用期間満了の平成30年9月30日の残日数を正しく算定した。その上で、平成30年10月1日から当該非常勤職員を任用した他所属へ年次休暇残日数を改めて引き継いだ。</p> <p>また、非常勤職員に付与する年次休暇日数に係る注意事項について、事務局内に周知・共有を図った。</p> <p>今後は、非常勤職員の年次休暇の管理について、年度始めの年次休暇付与日数算定時及び毎月の出勤簿確認時に、必要となる規則をその都度十分に確認するとともに、複数名で当該事務を実施することで再発を防止する。</p>
雇用期間	任用の日（平成27年10月1日）からの継続勤務期間			年度当初に付与される年次休暇付与日数																					
		（正）	（誤）																						
平成27年10月1日～平成28年3月31日	—	0日	-																						
平成28年4月1日～平成29年3月31日	6月を超える	10日	-																						
平成29年4月1日～平成30年3月31日	1年6月以上	11日	-																						
平成30年4月1日～平成30年9月30日	2年6月以上	12日	0日																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年1月22日）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
池田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="483 562 1481 814"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>種別・数量</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力供給</td> <td>電柱 6 本 支柱 3 本 支線 3 本</td> <td>平成30年 6 月 1 日 から 平成31年 3 月 31 日 まで</td> <td>22,000 円</td> <td>平成30年 6 月 20 日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	種別・数量	使用許可期間	年間使用料	納付日	電力供給	電柱 6 本 支柱 3 本 支線 3 本	平成30年 6 月 1 日 から 平成31年 3 月 31 日 まで	22,000 円	平成30年 6 月 20 日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第 4 条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>本事案は、当該事務について、所属内における認識不足から生じたものである。</p> <p>行政財産使用料の徴収事務については、指摘を受けた該当グループにおいて、監査結果の共有と再発防止の研修を行った。</p> <p>また、所属において再発することのないよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は、決裁時に総務・契約課も関係者に追加し、複数人で確認することでチェック体制の強化を行い、再発防止に努める。</p>
使用目的	種別・数量	使用許可期間	年間使用料	納付日									
電力供給	電柱 6 本 支柱 3 本 支線 3 本	平成30年 6 月 1 日 から 平成31年 3 月 31 日 まで	22,000 円	平成30年 6 月 20 日									

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：令和元年11月11日）